



東急田園都市線南町田駅周辺まちづくり推進に関する
南北自由通路の整備に係る調査業務の施行協定書

町田市（以下「甲」という。）と東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）とは、2014年10月1日付「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書」第6条に基づき、南町田駅周辺の流動調査（以下「調査等」という。）の施行について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調査等を実施するにあたり、調査等の内容、費用負担、その他必要な事項を定め、調査等の円滑な推進を図ることを目的とする。

（公正性と透明性の確保）

第2条 甲及び乙は、本協定による調査等が公共事業であることに鑑み、調査等の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の推進を図るものとする。

（調査等の位置及び内容）

第3条 調査等の位置及び内容は、別紙1「位置図」別紙2「調査内容」のとおりとする。

2 前項の内容に著しい変更をきたす場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（調査等の施行）

第4条 調査等は乙が施行するものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、調査等に必要な資料等を乙に貸与するものとし、その方法等については甲乙協議するものとする。

（調査等の完成期間）

第5条 工程については、別紙3「工程表」のとおりとし、調査等の完成期限は、2015年3月31日とする。ただし、天災地変その他やむを得ない事情により、完成期限の変更を要する場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（調査等に要する費用及び負担）

第6条 調査等に要する費用（以下「調査費」という。）は、別紙4「調査費概算額調書」のとおり概算総額5,011,200円（うち消費税相当額371,200円）とし、全額甲が負担するものとする。

- 2 内容の変更、災害及び物価労賃等の変動により、調査費の変更を要する場合は、別途甲乙協議して定めるものとする。

(調査費の支払い及び精算)

第7条 甲は、前条の調査費を別紙5「資金計画書」を基本とし、別途乙の発行する支払請求書により、乙に支払うものとする。

- 2 乙は調査等完了後「精算調書」を作成し、前条の調査費について速やかに精算するものとする。

(契約関係資料の提出)

第8条 乙は、精算時に請負契約ならびに調査等の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(行政上の手続き)

第9条 調査等に必要となる行政上の手続きは、原則として甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(第三者の苦情等)

第10条 調査等の施行に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協議して処理するものとする。

(成果物の引渡し)

第11条 乙は、調査等完了後、速やかに文書をもって甲に完了を報告し、甲の確認を受けて、成果物を甲に引き渡すものとする。

(損害の負担)

第12条 調査等の施行に伴い生じた損害の負担は、乙の責めに帰する場合を除き、原則として甲が対応するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項及び解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

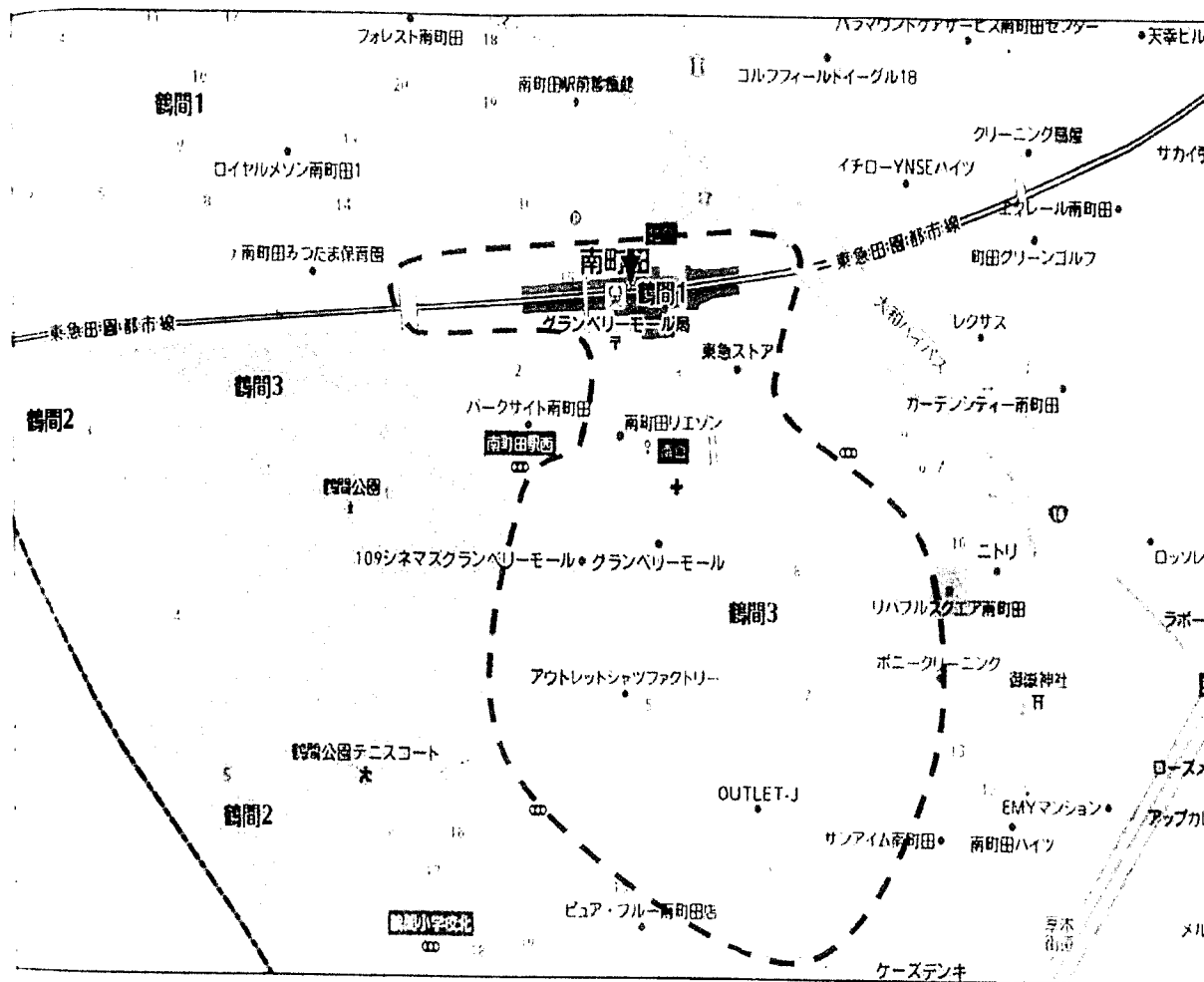
2015年 2月 3 日

甲 東京都町田市森野2丁目2番22号
町田市
町田市長 石 阪 丈 一

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野 本 弘 文



位置図



凡例

調査範囲

主な調査内容
(調査業務) (1)南町田駅周辺及び駅構内の歩行者流動調査 (2)将来流動需要の設定 (3)経路選択の検討 (4)通路幅員の算定

工 程 表

項 目	2014年度			
	12	1	2	3
調査業務				

調査費概算額調書

(単位:円)

項 目	単位	数量	概算金額	備 考
1、調査費	式	1	4,140,000	
2、事務費	式	1	500,000	
計			4,640,000	
3、消費税相当額	式	1	371,200	
合計			5,011,200	

資金計画書

(単位:円)

納入予定時期		金額	備考
2014年度	第4四半期	5,011,200	
合計		5,011,200	